

平成29年7月28日

消 防 庁

津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの策定状況 (平成29年4月1日現在)

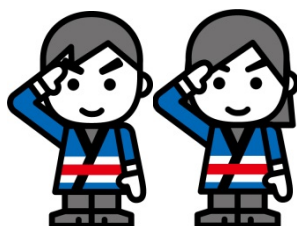
消防庁では、東日本大震災において多くの消防団員が亡くなられたこと等を受けて、津波災害時の消防団員の安全確保対策について、平成24年3月9日付け消防災第100号「津波災害時の消防団員の安全確保対策について（通知）」により、退避ルールの確立や指揮命令系統の確立、活動可能時間の設定等を内容とする「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」の作成を推進してきました。

昨年度に引き続き、津波災害の恐れのある地域を管轄する消防団を有する市町村における「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」の平成29年4月1日現在の策定状況等について調査を行い、調査結果を取りまとめたので公表します。

- 1 対象市町村等（調査対象）
 海岸を有する市町村及び津波の遡上による被害が想定されている市町村 664市町村
- 2 調査内容
 - ①マニュアル策定状況
 - ②マニュアル策定予定時期（①のうち、策定検討に着手済み団体）
 - ③検討に着手していない理由（①のうち、その他と回答した団体）
 - ④マニュアル検討着手予定時期（①のうち、その他と回答した団体）
 - ⑤安全管理マニュアルに基づく研修・訓練実施状況（策定済み団体）
 - ⑥消防団員が実施する水門・陸閘等の閉鎖活動について（全団体）
- 3 調査結果（資料1を参照）
 調査対象664市町村のうちマニュアル策定済み市町村は629団体

調査日	策定済み	検討に着手済み	未着手
平成28年10月1日	602	50	4
	91.8%	7.6%	0.6%
平成29年 4月1日	629	33	2
	94.7%	5.0%	0.3%

なお、33団体が、マニュアル策定に向けた検討に着手済みであるものの、現時点においてマニュアル未策定であるため、全ての市町村において速やかにマニュアルが策定されるよう働きかけを行う（資料2参照）



（連絡先）消防庁国民保護・防災部地域防災室
 担当：森課長補佐 佐久間係長 下野尻事務官
 電話：03-5253-7561（直通）
 FAX：03-5253-7576
 電子メール：syobodan@ml.soumu.go.jp

津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの策定状況等について(確定値)

1. 調査対象 海岸を有する市町村及び津波の遡上による被害が想定されている市町村・・・664市町村
2. 調査時点 平成29年4月1日
3. 調査結果 安全管理マニュアルを策定済みの市町村・・・629市町村(94.7%)

		市町村数 【N】	
1	安全管理マニュアル策定状況	664	N/664
ア	安全管理マニュアルを策定済み	629	94.7%
	① 安全管理マニュアルを策定済み	624	93.9%
	② 独立した消防団員のマニュアルではないが、消防計画、地域防災計画又は津波避難計画において退避のルール等を明示し、その内容を団員に周知している	4	0.6%
	③ 複数の該当する消防団(分団を含む)がある中で、一部の団について策定済み	1	0.2%
イ	検討に着手済み	33	5.0%
ウ	その他(未着手)	2	0.3%
2	(1-イ対象)策定予定時期	33	N/33
ア	平成29年10月までに策定予定	9	27.3%
イ	平成29年度中に策定予定	23	69.7%
ウ	平成30年4月以降に策定予定	1	3.0%
3	(1-ウ対象)検討に着手していない理由	2	N/2
ア	マニュアル等では明示していないが、退避のルールについて、団員間で周知徹底されている		0.0%
イ	地域防災計画や関連マニュアル等の策定・見直し中である		0.0%
ウ	被害想定が軽微である		0.0%
エ	人員、予算等の不足		0.0%
オ	その他	2	100.0%
4	(1-ウ対象)検討着手予定時期	2	N/2
ア	平成29年10月までに着手予定		0.0%
イ	平成29年度中に着手予定		0.0%
ウ	平成30年4月以降に着手予定	2	100.0%
エ	着手予定なし		0.0%
5	(1-ア対象)安全管理マニュアルに基づく研修・訓練実施状況 ※複数回答あり	回答数 673	
ア	研修会を開催又は通常の訓練時において、周知徹底した	391	/
イ	図上訓練を実施した	61	
ウ	津波を想定し、退避を含む避難に係る実動の活動訓練を実施した	221	
6	消防団員が実施する水門・陸閘等の閉鎖活動について	664	N/664
ア	東日本大震災以前から、水門・陸閘等の閉鎖を行っており、現在も行うこととなっている(東日本大震災前から変更なし)	82	12.3%
イ	東日本大震災以前は水門・陸閘等の閉鎖を行っていたが、その後検討され、津波災害時は、水門等の閉鎖を行わないことになった	61	9.2%
ウ	東日本大震災以降、水門・陸閘等の閉鎖について検討、津波災害時に閉鎖する水門等の数を減らした	15	2.3%
エ	水門・陸閘等がない又は東日本大震災以前から水門・陸閘等の閉鎖活動は行っていない	506	76.2%
オ	その他	0	0.0%

津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの未策定団体

平成29年4月1日現在

都道府県	未策定 団体数	検討に着手済み(策定予定時期)			未着手
		H29.10.1までに 策定予定	H29年度中に 策定予定	H30.4以降に 策定予定	
北海道	1	厚沢部町			
福島県	4		浪江町	富岡町	大熊町 双葉町
東京都	2	御蔵島村	新島村		
神奈川県	1		真鶴町		
三重県	4	朝日町	川越町 御浜町 紀宝町		
京都府	1		京丹後市		
大阪府	4	和泉市	高石市 泉南市 田尻町		
鳥取県	2		米子市 岩美町		
愛媛県	2	西予市	大洲市		
福岡県	1		大川市		
佐賀県	3	鹿島市 白石町	玄海町		
長崎県	3	佐々町	西海市 小値賀町		
熊本県	3	津奈木町	荒尾市 長洲町		
大分県	1		日出町		
沖縄県	3		座間味村 粟国村 南大東村		
合計	35	9	23	1	2

消防地第 2 3 6 号
平成 2 9 年 7 月 2 8 日

各都道府県消防防災主管部局長 殿

消防庁国民保護・防災部地域防災室長
(公 印 省 略)

「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」の策定状況について

『津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル』の策定について(照会)」(平成 2 9 年 4 月 1 1 日付け消防地第 1 2 7 号)にて実施した調査について、別添のとおり調査結果を取りまとめましたので、貴都道府県内の市町村に周知いただくようお願いいたします。

津波災害時において、地域の安全を確保する消防団活動を継続していくためには、消防団員に対する安全を確保することが極めて重要ですが、今般の調査結果から、津波被害が想定される市町村で、3 5 市町村において、未だに安全管理マニュアルが策定されておらず、うち 2 市町村については、策定に着手していない状態です。

津波災害の発生は予測できず、また、消防団活動を行うためには消防団員に対する安全を確保することが最優先であるため、貴職におかれましては、未だ策定に至っていない市町村に対して、早急にマニュアルを作成し、消防団員の安全確保に向けて取り組むよう働きかけをお願いいたします(参考:【簡易版】「安全管理マニュアル」)。

他方、すでに安全管理マニュアルを策定済の市町村に対しても、当該マニュアルに基づく研修・訓練の積極的・継続的な実施や水門等の閉鎖活動についての検討を推進するよう助言をお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

【送付資料】

- 別添 1 津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの策定状況調査結果
- 別添 2 【簡易版】安全管理マニュアル

【担当者】

消防庁国民保護・防災部地域防災室 森・佐久間・下野尻
TEL : 03-5253-7561 FAX : 03-5253-7576
E-mail: syobodan@ml.soumu.go.jp